

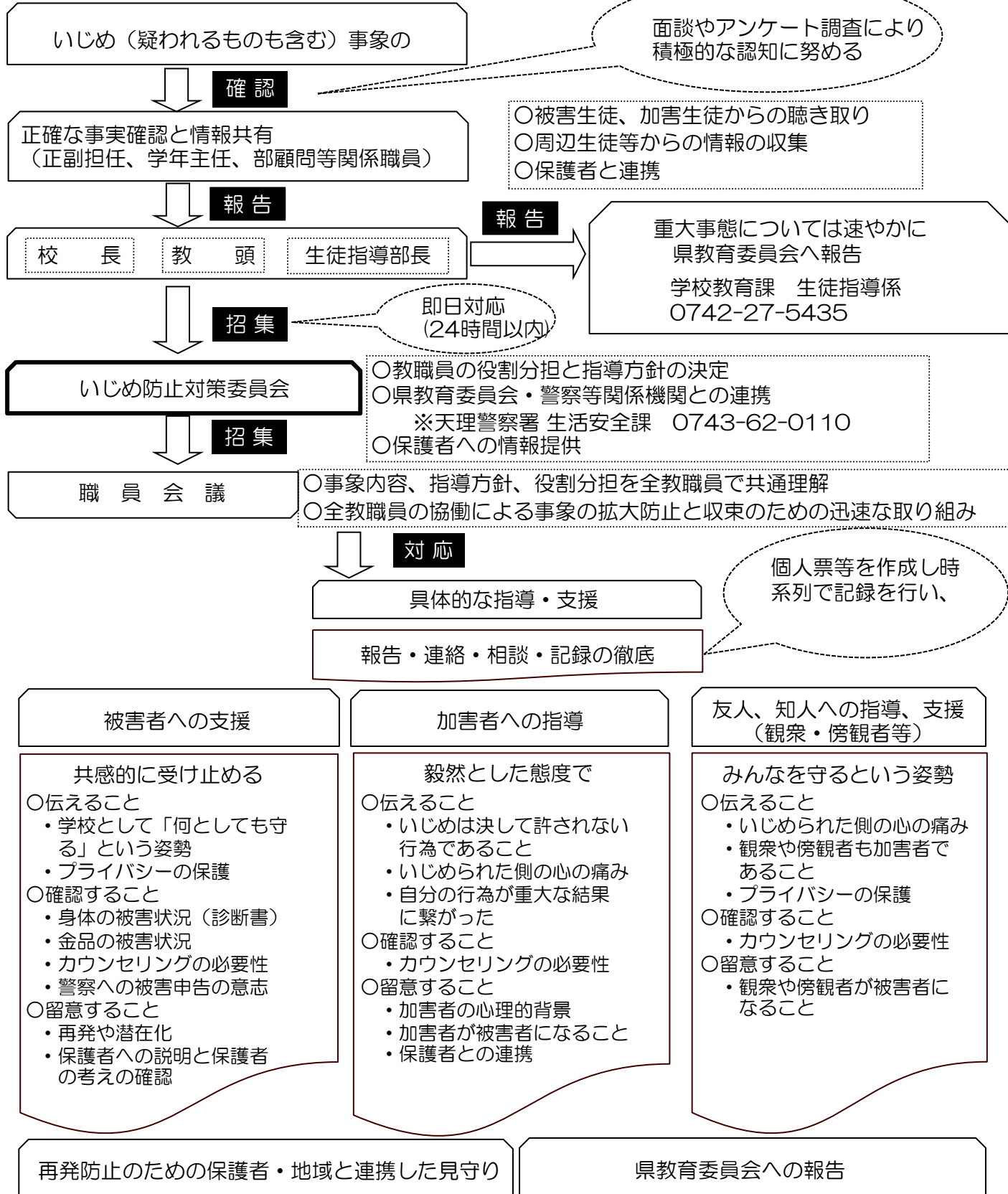
### いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条

校長、教頭、生徒指導部長・副部長、人権教育部長、各学年主任、教育相談部長、養護教諭、普通科長、SS科長、（当該クラス正副担任、部顧問）  
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を要請する

○学校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応及び再発防止にかかる、いじめ問題への取組を実効的、組織的に行うことを目的として設置する。

### 組織対応の流れ



### 重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、管理職を中心に学校全体で組織的に対応する。また、必要に応じて警察等の関係機関と連携する。
- ・加害生徒に対する指導内容や教職員に対する聴き取りのうえ、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。
- ・当事者の同意を得た後、調査結果の公表や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とし一本化する。